

経 済 産 業 省

20170725商局第2号
平成29年7月26日

経済産業省大臣官房商務・サービス審議官 藤木 俊光



遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針第5章に規定する経済産業大臣が適当と認める機関に関する手続等について

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（平成29年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号）第5章に規定する経済産業大臣が適当と認める機関に関する手続等について、下記のとおり定める。

記

1. 規程の対象範囲

この規程は、経済産業省の所掌に係る事業において、経済産業大臣が、国内における遺伝資源の取得に関する書類の発給する業務（以下「書類発給業務」という。）を行う機関として適当であると認めるもの（以下「認定発給機関」という。）について定める。

2. 認定の申請

- (1) 認定の申請をしようとする者は、様式1の認定発給機関認定申請書（以下「申請書」という。）を、経済産業大臣に提出するものとする。
- (2) 申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。
 - ア 業務方法書、定款又はこれに準ずるもの

イ 登記事項証明書

ウ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表

エ 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針の施行について（平成29年5月18日付け財総第68号・29文科振第58号・医政発0518第1号・29政第120号・20170501情局第1号、環自計発第1705182号、財務省大臣官房総括審議官、文部科学省研究振興局長、厚生労働省医政局長、農林水産省技術総括審議官、経済産業省商務情報政策局長、環境省自然環境局長通知）（以下「局長通知」という。）第8に定める認定の基準に適合することを証する書類

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ アからオまでに掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

3. 認定の通知及び公表

- (1) 経済産業大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、認定発給機関にその旨を通知するものとする。
- (2) 経済産業大臣は、前項の通知をしたときは、遅滞なく、認定発給機関について公表するものとする。

4. 認定発給機関の行動指針

認定発給機関は、次の各号の規定に従い、その業務を実施することとする。

- (1) 我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分が的確かつ円滑に実施されるよう、書類発給業務に当たっては、公平性を確保した上で、適正かつ迅速に実施しなければならない。
- (2) 書類の発給を受けようとする者から提出された情報の管理が適切に行われること。
- (3) 認定に係る発給実績を、様式2の認定発給機関年次報告書により、毎年度、5月31日までに経済産業大臣に報告すること。
- (4) 書類の発給を受けようとする者から手数料を徴収する場合にあっては、手数料の額が書類発給業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
- (5) 経済産業大臣が技術的な助言又は情報の提供その他の措置を行ったときは、これを踏まえて書類発給業務に当たること。
- (6) 認定に付した条件その他の経済産業大臣が遵守することが特に必要と認める事項を遵守すること。

5. 氏名等の変更等

- (1) 認定発給機関は、申請書の記載事項（従業員数を除く。）に変更があったときは、遅滞なく、様式3の認定発給機関変更届出書（以下「変更届出書」という。）を経済産業大臣

に届け出ることとする。

- (2) 認定発給機関は、その書類発給業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、様式4の書類発給業務休止（廃止）届出書を経済産業大臣に届け出ることとする。

6. 承継

- (1) 書類発給業務の全部を譲渡し、又は認定発給機関について合併若しくは分割があったときは、書類発給業務の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により書類発給業務の全部を承継した法人は、認定発給機関の地位を承継する。
- (2) 前項の規定により認定発給機関の地位を承継した法人は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、変更届出書を経済産業大臣に届け出ることとする。

7. 認定の取消し

- (1) 経済産業大臣は、認定発給機関が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
 - ア 認定発給機関が認定の基準に適合しなくなったとき。
 - イ 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けたとき。
 - ウ 4.(3)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - エ 4.(6)の規定による経済産業大臣が遵守することが特に必要と認める事項を遵守していないとき。
 - オ 5.(1)又は6.(2)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 経済産業大臣は、認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を、認定発給機関に通知するとともに、公表するものとする。

8. 施行期日について

本規程は、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が我が国について効力を生ずる日から施行する。

(様式1)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

認定発給機関認定申請書

書類発給業務を行いたいので、規程2.(1)の規定により申請します。

1. 氏名又は名称
2. 住所
3. 設立年月日
4. 事業所数及び従業員数
5. 書類発給業務を行おうとする事業所の名称及び所在地

(様式3)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

認定発給機関変更届出書

次のとおり変更したので、規程5.(1)又は6.(2)の規定により届け出ます。

1. 変更の内容
2. 変更の年月日
3. 変更の理由

(様式4)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

書類発給業務休止 (廃止) 届出書

次のとおり書類発給業務を休止 (廃止) したので、規程5. (2)の規定により届け出ます。

1. 休止 (廃止) の年月日
2. 休止 (廃止) の理由